

2023年11月28日

茨城県政策企画部水政課 御中

水戸市元吉田町2291-28

田中 真己

反論書の送付について

私が2023年10月4日付けで提起した行政文書部分開示決定に関する処分(水政指令第42号)に対する審査請求について、茨城県から令和5年11月1日付けで弁明書(水政第232号)の送付を受けました。

行政不服審査法第30条1項の規定により、弁明書に対する反論書を送付します。

反論書

水戸市元吉田町2291-28

田中真己

1. 経緯

- (1) 令和5年6月5日、茨城県水道事業広域連携推進方針（令和5年3月）における各種推計及び経営一体化のシミュレーションについて詳細な内容がわかる一切の資料を求めた。
- (2) 茨城県から、令和5年8月2日、行政文書部分開示決定（水政指令第42号）が通知された。
- (3) 令和5年10月4日付けで全面開示を求める審査請求を送付した。
- (4) 茨城県から、令和5年11月1日付けで弁明書を送付された。
- (5) 令和5年11月28日付けで、本「反論書」を送付する。

2. 弁明書における不開示情報該当性の主張についての反論

① 「不当に県民の間に混乱を生じさせる」という主張について

県は弁明書において「当該不開示情報を公にすることにより、将来における施設の統廃合や給水原価等に対する誤解や憶測に基づき、災害時の対応や水道料金の値上げに関する不安が生じるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあり」としている。

このことについて以下、反論する。

県は「茨城県水道事業広域連携推進方針（以下、広域化推進プラン）」の「4. 広域化のシミュレーションと効果」「4.2.2シミュレーションの結果と効果」「b 給水原価の推移」において、県中央広域圏、鹿行広域圏、旧県南広域圏、旧県西広域圏のそれぞれで「経営の一体化では施設の最適化による更新需要の抑制や維持管理費の縮減、拡張事業に対する交付金の活用により、単独経営を継続するよりも、給水原価を下げられる見通しとなり、費用抑制の効果が得られました」と全く同じ文章を4回も記載している。

つまり、経営一体化で合理化すれば、各自治体が単独経営を続けるよりも給水原価の上昇を抑制できる、と広域化の効果を何度も強調しているわけである。

給水原価の上昇抑制は、水道料金の値上げ抑制に直結する。

そうであるなら、値上げを抑制できるはずの広域化推進プランの根拠データを「水道料金の値上げに関する不安を生じるから開示しない」という理屈は成り立たない。県の推進プランのとおり、単独経営よりも広域化の方が水道料金を安く抑えられるのであれば、それは県民の利益になるから、むしろその根拠データも含めて積極的に開示して説明し、県民に理解を得るよう努めるべきである。

水政課のミッションが水道事業の経営統合ならば、むしろ積極的に詳細を公表し、多くの県民が理解し賛同を頂くことが大井川知事を支えることになるのではないか。

単独経営よりも広域化した方が値上げ抑制効果があるとしながら、「値上げに関する不安を生じるから開示しない」というのは自己矛盾に陥った説明がつかない態度であるがいかがか、回答を求める。

② 「検討中の情報は公表すべきでない」という主張について

弁明書では、「水道事業体からは『浄水場の統廃合などは（中略）検討中の情報であり（中略）個別の情報については公表すべきではない』『推計方法は県が一定の条件で行っており、水道事業体が個別に定めている計画と整合が図れていないことから個別の結果を公表すべきではない』と意見をいただいた」としている。

しかし、これでは県内の水道事業体のうち、いくつの水道事業体が公表すべきでないと言ったのか不明である。県内すべての水道事業体の令和2年度以降のシミュレーションが非開示とされたが、すべての事業体の意思を確認したのか明らかにすべきである。

そもそも、シミュレーションの結果は「広域化推進プラン」として現に公表されている。結果が公表されていない段階で、検討途中のシミュレーションの数値が公表されれば「誤解や憶測に基づき混乱を生じさせるから開示できない」と言うのならばともかく、県が自ら公表したシミュレーション結果の根拠すら公表しないのでは、説明責任を果たさない不当な態度というほかない。

さらに、県の弁明書によると、今回の推進方針について「現状の分析やシミュレーションなどを通じ、今後の具体的取組の内容、スケジュールを示し」とした

うえで「県が一定の条件設定のもとに行ったものであり、各水道事業体の経営戦略や個別の方針や計画を反映したものではない」としている。

逆に言えば、各事業体の経営戦略や個別の状況を反映しないまま、今後の具体的取組の内容、スケジュールを示したという理解でよいのか、そうだとすれば、個別の状況を反映しないようなプランで具体的取組を進めようとしていることになるが、そういう理解でよいのか回答を求める。

県のシミュレーションが各水道事業体の経営戦略や個別方針、計画を反映していないのであれば、経営統合に参加するかどうかの判断材料にもなりえないと考えるがいかがか。

広域化推進プランとして公表しながら、その根拠も開示できないようでは「検証に耐えられないずさんプランだ」と県みずから認めたも同然であり、かえって「誤解」や「憶測」を広げることになると考えるがどうか。

なお、広域化推進プランには欠落している2つの重大問題がある。

一つは、全国一高い県中央広域水道の料金をどうするのか、二つはムダな水源開発である霞ヶ浦導水事業についてだが、プランには一切言及がない。

県中央広域圏の給水人口は、2020年現在で約75万人であるが、茨城県は県水道ビジョンで、2050年には約69万5000人まで減少するとしている。

にもかかわらず、93万1300人分の水供給を目的とした水源開発である霞ヶ浦導水事業をやめようとしていない。県の推計より24万人分も多い水源開発を続けながら、市町村の浄水場は閉じるという矛盾をどう説明するのか、これがどうして「施設の最適化」といえるのか説明されたい。

さらに、導水事業完成後に発生する市町村の莫大な負担を示さないまま、なぜ「経営の一体化は単独経営より給水原価を下げられ費用抑制効果が得られる」といえるのか説明されたい。

本来検討すべきことを検討せず、検討中のことさえ示さないという態度は認められない。

③「苦情や干渉が増える」という主張について

弁明書には「憶測に基づく水道事業体への苦情や干渉が増える可能性があること、これを懸念する結果、シミュレーションに必要十分な情報が水道事業体から提供されなくなるなど、開示されることを意識したやり取りにならざるを得ず、水道事業体との率直な意見の交換や水道事業体の意思決定が不当に損なわ

れるおそれがある」としている。

しかし、水道事業は重要なライフラインであるから、県民が自分の住む自治体の水道事業がどうなるのか知りたいと考えるのは当然である。

にもかかわらず、県民からの「苦情や干渉が増える」とか「開示されることを意識したやり取り」になると「水道事業体との率直な意見の交換や水道事業体の意思決定が不当に損なわれる」などと言って情報開示しないのは、県民を敵視する考え方である。

物価高騰が続く中で水道料金はどうなるのか、災害時も含めて水道が今後も安定供給されるのかなど、県民の関心や不安が高まっている。

そうしたなか、各水道事業体は住民の意向を十分に反映した事業運営を行うべきであり、むしろ要望が多く寄せられることは民主的な手続きを踏んだ行政運営をするうえで当然のことである。

命の水を守り、持続可能な水道事業を作り上げていくためには、きちんとした現場の分析や水道事業を維持するための県民や議会の理解が必要なはずである。

地方自治法は「住民こそが自治の担い手である」という観点から、各種権利を住民に認めている。にもかかわらず、住民や議会から出される意見を「苦情」や「干渉」と捉える県の弁明書は、もはや地方自治法に逸脱していると言わざるをえないがいかか。

単独経営と広域化それぞれのメリットやデメリット、リスクも含めて県民に広く情報を開示し、説明し合意を得るべきなのに、なるべく情報を開示せず「秘密裏に方針を決定した後には知らせればよい」という県の考え方は、時代遅れで民主的とは言えない。

④ 浄水場の削減方針などについて

県内の浄水場を105施設から35施設へ70施設削減する方針について、どの自治体のどの浄水場を削減するか不明なため、情報開示を求めたことに対して、県の弁明書は、「多様な広域化を検討するための素案」であり、「本方針の策定をもって水道事業体の各浄水場の廃止などが決定されたものではない」として情報を開示しないとしている。

繰り返しになるが、広域化推進プランは「施設の最適化による更新需要の抑制や維持管理費の縮減」によって「費用抑止の効果が得られる」と強調している。

過日、この問題をめぐり県水道広域化推進室と話し合う機会があったが、担当

者は「小さい浄水場はつぶした方が効率的」と繰り返し発言しながら具体名は示さなかった。しかし、県の考える「最適」な状態とはどういう状態なのか、今回のシミュレーションでは何を「最適」と設定したのか、当然説明する義務があると考えがいかがか。

また、自治体が様々なテーマの行政課題や各種計画について、素案や骨子の段階で住民に公表し、意見公募（パブリックコメント）を行い、正規の計画に練り上げていくという手法が一般化しているのに、「素案だから詳細は説明しない」という今回の水政課の対応は、あまりに非常識ではないか。

県の弁明書は「推計方法は県が一定の条件で行っており、水道事業者が個別に定めている計画と整合が図れていない」「広域化パターンの設定やシミュレーションについては、県が一定の条件設定のもとに行ったものであり、各水道事業者の経営戦略等の個別の方針や計画を反映したものではない」と繰り返している。

であればなおさら、県民には「県が一定の条件で行った推計方法」と、「水道事業者が個別に定めている計画」それぞれの情報をもとに、今後の水道事業のあり方を考える権利がある。それには双方を比較検討するための根拠資料の開示が不可欠である。

以上のとおり、私が開示を求めている情報は、正確な事実に基づいて判断するために最低限必要な情報であって、公表したからといって市町村等の意思決定を混乱させることにはならない。

よって再度、全面開示を求めるものである。

以上